

令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率・資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、地方公共団体は毎年度健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に対し公表することが義務付けられています。各地方公共団体は、この比率により「健全団体」、「早期健全化団体」、「財政再生団体」の3つに分類され、早期健全化団体や財政再生団体になった場合は、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。

【健全化判断比率】

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日吉津村	—	—	10.3	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

実質赤字比率

財政規模に対する一般会計等の赤字の占める割合を表します。

令和5年度は赤字ではありませんでしたので「—」で表示します。

連結実質赤字比率

財政規模に対する一般会計、特別会計含めた全会計の赤字の占める割合を表します。

令和5年度は赤字ではありませんでしたので「—」で表示します。

実質公債費比率

各自治体の公債費等による財政負担の度合いを判断する指標で、3年間の平均で示されます。

わかりやすく言えば、1年間の収入に対する借金返済の負担割合です。

日吉津村の令和5年度（令和3～5年度の平均）は、令和2年度と令和5年度の比較において数値が若干下がったため、前年度の10.8%に比べ0.5ポイント減少しています。今後も、更に適正な公債費管理に努めていきます。

将来負担比率

各自治体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指数です。

日吉津村の令和5年度の将来負担比率はありませんでしたので「—」で表示します。今後も、地方債の償還額を見据えながら適切な行政運営に努めていきます。

【資金不足比率】

(単位：%)

企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業事業	－	20.0

資金不足比率

各公営企業（日吉津村では下水道事業会計のみ）の資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和5年度の下水道事業会計では、資金不足が生じていないため、資金不足比率は「－」で表示します。

※健全化の具体的な内容及び県内の全市町村の状況については、鳥取県ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/>）をご覧ください。